## 人事

人権擁護委員候補者に、三角町の上村祐二氏を「適任」と認め答申することに決定した。

## 陳情

**●農産物及び特産品の直売所設置を求める要望について**

提出者　松橋特産品グループ
　　代表　斉藤和義氏

結　果　継続審査

**●建設産業で働く業者、労働者・職人と地域経済を救うルールづくりの陳情**

提出者　熊本県建築労働組合宇城支部

結　果　採択　意見書提出

## 意見書

**●自治体病院の医師確保対策を求める意見書**

**●道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書**

**●まちづくり三法の抜本的見直しを求める意見書**

要旨　政府は、調和のあるまちづくりを目指して、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法の三法を整備し予算を投じてきたが、空洞化に歯止めがかかっていない。大型店と地域社会が融和を図り、適正なまちづくりを進めることができるようまちづくり三法の抜本的見直しを要望する。

**●アスベスト健康被害に関する意見書**

要旨　アスベストが原因とみられる疾病死が多数発生していることが全国で報告されている。アスベストに起因する疾病は、発症までの期間が長く、将来にわたっての患者の発生が予想されるため、国において一日も早く住民の不安を解消し、安全・安心な生活を確保するために次の施策を講じられるよう要望する。

一　関係省庁が実施する各種相談窓口と自治体の窓口との連携強化、専門的な相談支援体制を構築すること。

二　健康被害の実態調査を行い、被害住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。

三　アスベストと中皮腫、肺ガン等との因果関係を究明し、診断、治療をする専門医を育成し、治療法の確立を図るとともに「公害健康被害の補償等に関する法律」の補償対象となるよう必要な措置を講じること。

四　建築物の解体、補修に伴う飛散防止対策推進のため、対象施設、建築材料の範囲の拡大など「大気汚染防止法」等の規制を拡充し、監視体制の強化を図ること。

五　自治体のアスベスト対策に対して、財政的措置を講じること。

**●九州新幹線待避駅としての新駅設置を求める意見書**

要旨　本市は、九州の中央かつ県央に位置し、恵まれた立地条件を備えている。本市に「観光立県くまもと」を提唱する県の新たな玄関口となる新駅を設置することによって、新たな観光ルートの開発が期待できる。また、近年急速に発展を続けている本市を中心とした宇城地域に、新駅を中心にまちづくりを行うことで大きな経済効果が見込まれる。よって、本市に待避駅として新駅設置を要望する。

## 請願・陳情を提出するには？

市政について要望があるときは、地方自治法第124条の規定に基づき、だれでも市議会に対して請願・陳情を行うことができます。

●請願書、陳情書には、日本語を用いて、件名、請願・陳情の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願・陳情者が押印をして、議長あて提出してください。

●請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。

### 請願・陳情の書式例

平成○○年○○月○○日

○○○に関する請願書（陳情書）

宇城市議会　議長　　様

提出者　　住所
　　氏名　　印
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）
紹介議員　　印
（※陳情の場合不要）

件　　名　○○○○○○○○

趣　　旨　○○○○○○○○○○○○○○○○○
　　○○○○○○○○○○○○○○○○○

請願事項　・○○○○○○○○○○○○○○○○
　　・○○○○○○○○○○○○○○○○



# 宇城市政治倫理条例を制定

9月9日に設置した宇城市政治倫理条例制定調査特別委員会での3回の調査を踏まえて、9月21日の定例会最終日に「宇城市政治倫理条例」が議員提出議案として上程され、賛成多数で可決された。

施行日は本年12月1日。

## 条例の対象者

市長、助役、収入役、教育長(以下「市長等」)及び市議会議員となっている。

## 制定の目的

市民全体の奉仕者として、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的としている。

## 市長等、議員及び市民の責務

市長等及び議員は、市民に対し進んで高潔性を明らかにしなければならない。

また、市民は、市長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならないとしている。

## 政治倫理基準

市長等及び議員は、次の政治倫理基準を遵守しなければならない。

○市が行う許認可や契約に関し、特定の企業等のために有利な取り計らいをしないこと。

○政治活動に関し、企業等から政治的又は道義的批判を受ける恐れのある寄付等を受けないこと。（後援団体も同様）

○地位又は肩書きを利用して金品その他の利益を求め又は収受しないこと。

○市民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関連し不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしないこと。

○市職員の公正な職務を妨げ、権限もしくは地位の利用による影響力を不正に行使しないこと。

○職員（臨時職員及び嘱託職員を含む。）の採用、人事異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。

※この規定に限り、市長等は対象外。

## 市民の調査請求権

市民は、市長等及び議員が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、有権者の50分の1以上の連署及び違反する疑いのある事実を証する資料を添えて、市長又は議長へ調査を請求することができる。

## 政治倫理審査会の設置

市長は、市民から市長等及び議員に係る調査請求を受けたときは、議会の同意を得て政治倫理審査会を設置し、その事案についての調査を行い、必要と認める措置を勧告する。

## 贈収賄罪容疑による起訴後の説明会

市長等又は議員が、贈収賄等(刑法第197条から第197条の4まで及び198条並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条に定める犯罪)により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会を開かなければならない。この場合において、市長等又は議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

## 市工事等に関する遵守事項

市長等及び議員の配偶者、2親等以内又は同居の親族、市長等及び議員が役員をしている企業並びに実質的に経営に携わる企業は、市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

**参照**

**刑法**

第197条　収賄、受託収賄及び事前収賄に関する規定

第197条の2　公務員が第三者に賄賂を供与させたときの規定

第197条の3　加重収賄及び事後収賄に関する規定

第197条の4　あっせん収賄に関する規定

第198条　贈賄に関する規定

**公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律**

第1条　公職にある者等の収賄に関する規定